



薬食監麻発第0828002号
平成18年8月28日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



動物捕獲等を目的としたケタミンの使用者に係る取扱いについて

2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサノン（別名ケタミン。以下「ケタミン」という。）については、動物の捕獲又は不動物化（以下「動物捕獲等」という。）を目的として広く使用されているが、平成18年3月23日政令第59号により、平成19年1月1日よりケタミンを麻薬に指定することとしている。これに伴い、動物捕獲等を目的としたケタミンの使用者について、下記のとおり取り扱うこととするので、関係者への十分な周知及び指導をお願いしたい。

記

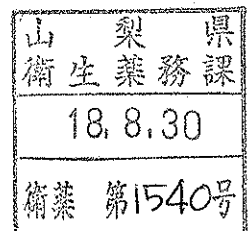
1 麻薬施用者による動物捕獲等

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第27条第3項により、麻薬施用者は疾病の治療以外の目的で麻薬を施用することを禁じていることから、麻薬施用者の免許を受けた獣医師が、動物捕獲等のみを目的としてケタミンを施用することは認められない。ただし、動物の疾病の治療を目的としてケタミンを施用し、動物捕獲等を行うことは差し支えない。

2 麻薬研究者による動物捕獲等

法第3条第2項第9号において、学術研究上麻薬を使用することを必要とする者については、麻薬研究者の免許を受けることができるとされていることから、動物捕獲等により学術研究を行う目的でケタミンを使用する場合には、当該研究者に対して麻薬研究者の免許を取得させるよう指導されたい。

なお、住民の生命及び財産に係る安全確保及びその増進を企図する行為については、当該行為の内容について審査を行った上で、当該行為が学術研究であると判断できる場合には、麻薬研究者の免許を取得させて差し支えない。



ケタミンの取扱い (質疑応答)

2006年8月

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課

1. 規制の背景

Q1-1 ケタミンとはどのような物質ですか。

ケタミン (Ketamine) は、化学名を「2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサノン」といい、我が国においては、昭和45(1970)年2月から人を対象とした医薬品として市販され、現在では、動物用医薬品としても販売されています。薬理作用として、麻酔・鎮痛作用のほか、血圧降下、頻脈、脳脊髄液圧上昇、脳血流量増加、呼吸抑制などの作用があります。

ケタミンは、平成18年3月23日に公布された麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第50号。以下「ケタミンの麻薬指定政令」という。)により、平成19年1月1日に麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。)第2条第1号に規定する麻薬に指定され、輸入、輸出、製造、譲渡、譲受、所持、施用等の取扱い等について規制されることとなります。

Q1-2 我が国でケタミンが濫用されているのですか。

ケタミンは「K」、「スペシャルK」等と呼ばれて密売されています。密売されているケタミンは主に粉末で、そのほとんどが密輸入品と考えられています。我が国では医療用医薬品であるケタミンそのものの濫用は報告されていませんが、ケタミンの濫用が原因となって惹起された精神疾患の症例が学会でも報告されており、ケタミンの濫用との因果関係が強く疑われる死亡事例も発生しています。このほか、濫用されているMDMA等錠剤型麻薬にケタミンが混合されている事例も数多く報告されています。

Q1-3 ケタミンの海外での濫用状況や規制について教えてください。

ケタミンの濫用状況は国際的に悪化しており、国連麻薬委員会(※)は各国に規制することを呼びかけています。また、世界保健機関(WHO)においても、麻薬を規制する国際条約(麻薬に関する単一条約)の規制対象にするため、国連麻薬委員会に勧告することを検討しています。さらに、米、仏、中、東南アジア諸国等においては、麻薬等の規制薬物に指定しています。

香港では、ケタミンはヘロインに次ぐ第2の濫用薬物として、特に若者の間で流行しており、中国では、我が国への密輸直前に摘発された事例も報告されています。また、韓国では、動物用のケタミン注射液が加工されて濫用されていることが判明しています。

※ 国連経済社会理事会の下部委員会であり、国際的な薬物問題に関する意思決定の中心機関である。

2. 免許

Q2-1 これまでどおりケタミンを使うためには、どのような手続を行えばよいのですか。

医師、歯科医師又は獣医師であって、疾病の治療の目的でケタミンを施用する者は、都道府県知事から「麻薬施用者」の免許を取得する必要があります。

また、学術研究の目的でケタミンを使用する者は、都道府県知事から「麻薬研究者」の免許を取得する必要があります。

免許申請に係る詳細な手続については、都道府県薬務主管課又は保健所にお尋ねください。

Q2-2 麻薬施用者や麻薬研究者の免許の有効期間について教えてください。

麻薬施用者又は麻薬研究者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌年の12月31日までです。

Q2-3 保健所や検疫所は「麻薬診療施設」として取り扱うことができるのですか。

保健所及び検疫所は、医療法（昭和23年法律第205号）上の診療所の規定が適用されており、麻薬施用者が当該施設で診療業務を行う場合は、麻薬法第2条第22号の「麻薬診療施設」に該当します。なお、獣医師が所属する保健所等についても、獣医師が麻薬施用者として診療業務を行う場合は、同じく「麻薬診療施設」に該当します。

3. 保管

Q3-1 私は麻薬施用者（麻薬研究者）ですが、ケタミンはどのように保管すればよいのですか。

保管については、麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区別して、麻薬業務所内のかぎをかけた麻薬専用の堅固な設備で保管してください。

Q3-2 ケタミンを診療室のスチール製事務机の引き出しに施錠して保管することは適切ですか。

そのような引き出しは、麻薬保管庫とは認められませんので、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫（重量金庫）で、施錠設備のある

ものを設置し、保管してください。

Q3-3 私が開設している診療所は、自宅が別棟となっているため、夜間盗難の心配があり、自宅にも麻薬保管庫を備え、夜間、休日はケタミンを自宅で保管しようと考えていますがよろしいですか。

麻向法第34条第1項の規定により、麻薬は「麻薬業務所内」で保管するように定められています。したがって、夜間であってもケタミンは、麻薬業務所内のかぎをかけた堅固な設備内に保管しなければなりません。

Q3-4 麻薬施用者ですが、緊急時に対応するため、あらかじめかばん等の中に必要最少量のケタミンを常備し、夜間居宅に保管することは、保管に関する規定である麻向法第34条第1項の違反になりますか。

緊急用（往診用を含む。）のケタミンであっても、居宅内に保管することは麻向法第34条第1項に違反します。往診の場合、その都度必要最少量のケタミンを麻薬保管庫から持ち出すようにし、絶えず事故防止に配慮するとともに、往診から帰った時は、直ちに麻薬保管庫内に戻してください。

Q3-5 患者の家が遠隔地である場合、往診する際にケタミンを所持したまま途中でホテル等に宿泊しても差し支えありませんか。

往診に際しては県外等の遠隔地に行く場合があります。往診の途中で宿泊を伴うこともあります。その際、必要があれば、施用のため診療所からケタミンを持参し、ホテル等に宿泊してもかまいません。

ただし、ケタミンが入っているかばん等を車の中に放置するなどの行為は絶対に避け、宿泊する部屋に運び入れるなど、常時自己の管理が及ぶようにしてください。

Q3-6 私は同一県内で2カ所の診療施設を開設している麻薬施用者です。いずれの施設でも治療のためにケタミンを施用したいのですが、その場合のケタミンの保管方法を教えてください。

2カ所の診療施設のいずれにも麻薬保管庫を設置するとともに、主たる診療所（A）に保管するケタミンについては当該診療施設を開設した麻薬施用者が管理し、従たる診療所（B）には麻薬管理者を置いた上で、その麻薬管理者にケタミンを管理させてください。

診療所（B）に麻薬管理者を置くことができない場合には、診療所（A）において管理しているケタミンを往診という形式で診療所（B）へ持参して、施用してください。この場合、診療録は診療所（A）で保存することになります。

4. 施用（総合）

Q4-1 ケタミンは、現在バイアル製剤しかありませんが、1バイアルのケタミンを複数の患者（患畜）に分けて施用すると違反になりますか。

従来、病院及び診療所に対しては、保管・管理面、衛生面等の理由から、アンプル入り麻薬注射剤を分割して2人以上に施用することを避けるとともに、同一患者であっても手術等で連続して施用する場合以外は麻薬注射剤を分割して施用することは避け、残液は麻薬管理者に返納するよう保管・管理面、衛生面等の理由から、行政指導をしているところです。

一方で、ケタミンについては、大容量のバイアル製剤が流通していますが、バイアル製剤については、錠剤又はアンプルと異なり、同一バイアルに入れられたケタミンを複数の患者（患畜）に施用することもあると考えます。

よって、麻薬の保管・管理面、衛生面等に問題がなければ、複数の患者（患畜）に施用しても差し支えないこととしますが、その際には、実際に施用した数量を患者（個体）ごとに診療録及び麻薬帳簿に記載してください。

Q4-2 麻薬施用者である獣医師がケタミンを施用する際、動物の特徴に応じて、投与しやすいように剤形を粉末から錠剤にしたり、より強い効果を得るために、液剤を濃縮する行為は認められますか。

麻薬小売業者が麻薬処方せんを所持する者に麻薬を譲渡するため、又は、麻薬診療施設の麻薬管理者（麻薬施用者）が施用するため、あらかじめ麻薬を調製する行為は調剤の予備行為であり、麻向法第22条には抵触しません。特定人畜の特定の疾病に対し、治療のため、必要性に応じた範囲内で、その処方の性質（特異性や保存性等）を考慮した上で、あらかじめ調製することは認められます。

設問のように、客体に応じて、ケタミンの粉末を錠剤にする行為や、ケタミンの溶媒を揮発させ濃縮する行為等は、調製行為に当たるため、認められます。ただし、具体的な客体を想定せずに粉末を錠剤にする行為等や、濃縮する際、抽出等により不純物を除去することは精製（製造）に当たるため、認められません。

Q4-3 麻薬施用者の免許を持たない医師、実地修練生又は看護師が麻薬施用者の直接の監督又は指示の下にケタミンを注射するなど施用の補助をする場合、麻向法上、問題はありますか。

麻薬施用者の免許を有しない医師が自らの判断でケタミンの施用に関与する場合は、麻向法に違反する行為に該当しますが、麻薬施用者の直接の監督及び指示によるものであれば、麻向法上の問題はありせん。

Q4-4 ケタミンの麻薬指定政令の施行後、麻薬診療施設等でない病院等においてケタミンを発見した場合、どのような処置を講じる必要がありますか。

直ちに、都道府県薬務主管課又は保健所へ連絡し指示を受けてください。また、発見したケタミンについては、勝手に廃棄したり、卸売業者に返品しないように注意してください。

Q4-5 手術患者（患畜）の場合、1バイアルのケタミン注射液を1人の患者（患畜）に時間をおいて数回に分けて施用する場合がありますが、その際の診療録や帳簿の記載はどのようにすべきですか。

診療録には施用の都度、施用したケタミンの品名及び数量を記載するとともに、帳簿には「1バイアル分の払出し」と記載してください。

5. 施用（獣医療）

Q5-1 獣医師である麻薬施用者が動物（患畜）にケタミンを施用した場合に、施用に関する記録はどうすればいいのですか。

麻向法第41条の規定により、麻薬施用者は、動物（患畜）の種類、病名、主要症状、その所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所並びに施用した麻薬の品名及び数量を診療簿に記載する必要があります。野生動物や保護動物等で所有者がいない場合や不明な場合には、病名、主要症状、施用した麻薬の品名、数量、施用年月日とともに、動物（患畜）の特徴、捕獲場所等を記載してください。

なお、注射剤の数量については、アンプル（バイアル）単位ではなく、実際に施用した数量（ml等）を記載してください。

Q5-2 競走馬の獣医をしておりますが、競馬開催ごとに全国を移動しております。移動するたびに診療所からケタミンを持ち出していますが、麻薬施用者免許を取得し、麻薬指定政令施行後は往診の解釈でケタミンを持ち出すことでよろしいですか。

貴見のとおりです。なお、往診（出張）先での取扱いについては、【Q3-5】を参照してください。

Q5-3 動物にケタミンを施用する際に注意すべきことはありますか。

麻薬施用者は麻向法第27条第3項の規定により、疾病の治療以外の目的での麻薬の施用は禁止されています。

なお、治療検査等に際して、患畜の不動化や疼痛緩和の目的でケタミンを施用することは疾病の治療目的での施用に当たります。

6. 施用（使用）（野生動物・鳥獣捕獲等）

Q6-1 ケタミンを野生動物の調査、研究、鳥獣の捕獲に際し使用していますが、ケタミンの麻薬指定政令の施行後も使用することができますか。

野外においてケタミンを使って動物を捕獲し、調査研究することについて、目的等を勘案して学術研究として必要であると認められれば都道府県知事から「麻薬研究者」の免許を取得することで、これまでどおりケタミンを使用することができます。

また、ケタミンについては、周辺住民の生命及び財産の保護等を目的として、動物等を捕獲又は不動化するために使用されている実態があります。このような目的でケタミンを使用する者は、野生動物等の疾病の治療を目的とした施用ではないことから、麻薬施用者の免許を取得することはできません。ただし、都道府県知事あてに「研究計画書」を提出し、動物等を捕獲又は不動化する行為が学術研究の要素を持ち合わせると判断された場合には、麻薬研究者の免許を取得することができます。

Q6-2 大学で野生猿の研究をしている者です。研究のため猿の捕獲に研究員多数が山に入り、ケタミンを使いたいのですが、研究員全員が麻薬研究者になる必要がありますか。

研究室において研究を指導している責任者が、都道府県知事から麻薬研究者の免許を取得すれば、他の研究員は麻薬研究者の指示の下、麻薬研究者の補助者としてケタミンを使用することができます。

なお、ケタミンの保管、管理等の責任はすべて麻薬研究者にあります。

Q6-3 吹き矢や麻酔銃を使って動物にケタミンを注射することはできますか。その際に注意すべきことは何ですか。

従来、野生動物等にケタミンを使う場合、従事者の安全を確保するため、吹き矢等が使われており、麻薬施用者及び麻薬研究者が、ケタミンを吹き矢等に充填して動物に施用（使用）することは差し支えありません。

ケタミンを吹き矢等で施用（使用）する際は、発射したすべてのケタミンについて、施用（使用）したのものとして麻薬帳簿にその旨を記載してください。命中しなかったにもかかわらず回収できたケタミンを持ち帰り廃棄する場合は、麻薬施用者にあつては施用残として、また、麻薬研究者にあつては麻薬含有の廃液として、他の職員の立会いの下に適切に廃棄してください。この場合、都道府県知事あてに「麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。

Q6-4 奥山放獣の運動を展開している民間団体です。熊などの希少動物が民家近くに出没した際に、周辺住民の安全確保と動物愛護のためにも射殺することなくケタミンを使って眠らせて山奥に戻したいのですが、この場合どのような手続が必要でしょうか。

設問のような事例において、ケタミンを使用するためには、麻薬研究者の免許を取得する必要があります。

当該団体の担当者（責任者）は、ケタミンを使用して動物等を捕獲又は不動物化する行為について、その詳細を書面に記載して都道府県知事あてに麻薬研究者の免許を申請してください。都道府県知事が当該行為の内容等の審査を行い、当該行為が学術研究の要素を持ち合わせると判断でき、また、欠格事項にも該当しない場合には、麻薬研究者の免許を取得できます。免許取得のための詳細な手続については、都道府県薬務主管課又は保健所にお尋ねください。【Q6-1参照】

Q6-5 吹き矢や麻酔銃でケタミンを動物に施用（使用）する場合、どの時点で施用（使用）となるのですか。

施用（使用）形態の特殊性にかんがみ、吹き矢等でケタミンを施用（使用）する場合には、動物に命中したか否かにかかわらず、薬剤を発射した時点で施用（使用）したとします。

Q6-6 麻薬研究者等が野外の使用（施用）場所に臨場せず、遠隔地から携帯電話や無線機を利用して従事者等に必要な指示を出し、その指示を受けた従事者等が、ケタミンを吹き矢に充填して、動物に発射しました。このような事例は認められますか。

「麻薬研究者等が携帯電話等で指示を出す行為」は、麻薬研究者等が現場に赴くことが困難な山中において、ケタミンを野生動物等に対して使用（施用）することが想定され、そのような場合に限って認められます。ただし、ケタミンの取扱いについての責任は麻薬研究者等にあります。

Q6-7 野山で動物を治療するためケタミンを施用（使用）する際、県境を越える場合があります。その場合、麻薬を免許取得以外の都道府県で施用（使用）することができますか。

麻薬施用者である場合は、往診として扱われるため、県境を越えて施用することができます。また、麻薬研究者である場合は、免許申請時に県外における使用がありうる旨を記載してください。

7. 廃棄

Q7-1 バイアルに入っているケタミンを、一定期間、複数の患者（患者）に施用していたところ、残りわずかとなったため、残液を廃棄したいのですが、どのような手続が必要ですか。

バイアル入りのケタミンについては、施用のために一部を取り出した後の残液を廃棄する場合、施用残として、麻薬管理者（麻薬管理者がいない場合は麻薬施用者）が他の職員の立会いの下で廃棄し、当該ケタミンの払出しを記載した麻薬帳簿の備考欄に廃棄した数量を記載してください。

なお、施用残のケタミン注射液は「施用に伴う消耗」と解されますので、「麻薬廃棄届」又は「調剤済麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。

また、麻薬研究者が同様に残液を「廃液」として、他の職員の立会いの下で廃棄した場合、当該ケタミンの払出しを記載した麻薬帳簿の備考欄に廃棄した数量を記載してください。

Q7-2 Q7-1の回答の中に「他の職員の立会いの下で廃棄」とありますが、他の職員とはどのような者を指しますか。

当該病院等に勤務する者であれば、どのような資格の者でも差し支えありません。

Q7-3 新品のバイアル入りケタミンを長期間一度も施用（使用）しなかったため、廃棄したいのですがどのような手続が必要ですか。

都道府県知事あてに「麻薬廃棄届」を提出し、麻薬取締職員等の立会いの下に廃棄してください。

Q7-4 大型獣用にケタミンを濃縮した液を10ml予製しました。順次施用のため払い出した後、残った3mlを廃棄したいのですが、どのような手続が必要ですか。

都道府県知事あてに「麻薬廃棄届」を提出し、麻薬取締職員等の立会いの下に廃棄してください。

Q7-5 誤調剤のケタミンの廃棄手続について教えてください。

誤調剤のケタミンは、「麻薬処方せんに基づいた麻薬」ではないため、麻向法第29条第2項に規定する麻薬処方せんにより調剤された麻薬ではありません。よって、廃棄する前に、都道府県知事あてに「麻薬廃棄届」を提出し、麻薬取締職員等の立会いの下に廃棄してください。

なお、麻薬廃棄届出の際には、誤調剤の経過、状況等を詳細に記載し、今

後、このようなことのないよう十分に取扱いに注意してください。

(誤調剤により所在不明になったケタミンについては、都道府県知事あてに「麻薬事故届」を提出してください。)

Q7-6 ケタミンを装てんした吹き矢が外れて回収できない場合や吹き矢が刺さったまま動物が逃げた場合、どのような処置が必要ですか。

ケタミンを吹き矢に充填して施用(使用)する場合、薬剤を発射した時点で施用(使用)したものとします。吹き矢が外れた場合でも当該動物に対する施用(使用)となります。麻薬施用者である場合には、麻薬帳簿及び診療録に「施用」として記録し、また、麻薬研究者である場合には、麻薬帳簿に「研究」として記録してください。ただし、発射したケタミンの残片が発見できず、所在不明となったことで保健衛生上の危害が発生するおそれがある時は、必ず都道府県薬務主管課や保健所に連絡してください。【Q6-5参照】

Q7-7 野生動物に施用(使用)する目的でケタミンを注射筒に充填したものの施用(使用)しなかった場合はどのように処理すればよいのですか。

ケタミンについては、麻薬取扱者が野生動物に対して施用(使用)することがあることから、払い出したものの、使用しないことがあると考えられます。その場合、再利用するのであれば、当該ケタミンの払出しを記載した麻薬帳簿の備考欄にその旨を記入し、在庫に戻すことで再利用できます。麻薬施用者が廃棄する場合は、他の職員の立会いの下に廃棄し、廃棄後都道府県知事あてに「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。麻薬研究者が廃棄する場合には、廃棄する前に、都道府県知事あてに「麻薬廃棄届」を提出し、麻薬取締職員等の立会いの下に廃棄してください。

8. 事故

Q8-1 ケタミンの事故にはどのようなものがありますか。

事故には、「滅失」「盗取」「所在不明」等があります。「滅失」とは、例えば、調剤中にケタミンを床に落とし飛散させ、又は、バイアルを床に落とし、ケタミンの水溶液が回収不可能となった場合などがこれに当たります。「盗取」とは、盗難にあうこと、「所在不明」とは、紛失、亡失等所在を見失うことをいいます。事故としては、その他、強奪された場合、脅取された場合、詐取された場合などがあり、いずれの場合も速やかに都道府県知事あてに「麻薬事故届」を提出してください。また、盗取された場合、強奪された場合、脅取された場合又は詐取された場合などには、警察にも被害届を出してください。

Q8-2 私は動物病院に勤務する麻薬施用者ですが、患畜に注射するためケタミンをバイアルから注射器に詰め替えようとしたところ、誤って床に落として破損し、全て飛散してしまいました。この際、ケタミンについてどのように処置するのですか。

そのケタミンについて一部でも回収不可能であれば、麻向法第35条第1項の規定により、都道府県知事あてに「麻薬事故届」を速やかに提出してください。

Q8-3 ケタミンを野外で使用していたところ、ケタミンを入れていたバッグを紛失してしまいました。この場合どうすればよいですか。

麻薬取扱者の免許を交付している都道府県知事あてに「麻薬事故届」を提出してください。盗取の疑いなどがある場合には警察にも連絡してください。

Q8-4 麻酔銃を使用してケタミンを発射した場合、動物に当たらずに所在不明となってしまいました。この場合は事故に該当しますか。

吹き矢や麻酔銃を使用してケタミンを施用する場合、発射した時点で、当該動物に対する施用となり、事故には該当しません。動物が逃走した場合、帳簿には逃走した動物に対する施用として記録してください。

ただし、当該ケタミンの発見には可能な限り努めてください。また、所在不明となったことで保健衛生上の危害が発生するおそれがある時は、必ずその内容を都道府県薬務主管課または保健所に連絡してください。

【Q6-3、Q6-5、Q7-6参照】

9. 譲渡・譲受

Q9-1 私の開設する病院は県境に近いので、医薬品は隣県の医薬品卸売業者から購入しています。ケタミンについてもこの業者から仕入れてよろしいですか。

ケタミンの譲受け先は、麻薬業務所が所在する都道府県の区域内の麻薬卸売業者に限られています。したがって、隣県に所在する麻薬卸売業者からケタミンを譲り受けることはできません。ケタミンを購入する際は、譲受証を作成の上、同一都道府県内の麻薬卸売業者から譲り受けてください。

Q9-2 ケタミンを施用しなければならない患畜が急に来院しましたが、在庫がない場合、近くの病院から借りて施用することはできますか。

麻薬診療施設の開設者は、施用のため交付される麻薬を患者に譲り渡す場合のほか、麻薬を譲り渡すことはできません。したがって、近くの病院からケタミンを借りることはできません。

10. 帳簿

Q10-1 ケタミンの麻薬指定政令施行日までに在庫量を帳簿に記入する必要があると思いますが、その際の注意事項は何ですか。

帳簿への記載は、平成19年1月1日までに行う必要があります。現在、市販されているケタミンはバイアル製剤です。最初に記載する際に使いかけのバイアルがあれば、その残液の量をできるだけ正確に記入してください。

Q10-2 これまで麻薬の注射剤はアンプル単位で記入するように指導されています。しかしながら、ケタミンはバイアル製剤ですが、帳簿にはどのように記入すればよいのでしょうか。

従来、注射剤についてはアンプル単位で帳簿に記入していますので、バイアルごとに払い出して施用する場合にはアンプルと同様に記載してください。しかし、バイアル製剤は、アンプルとは異なり分注ができる剤型ですので、分注する場合、帳簿への記入は受け入れた全てのバイアルを一度「ml」に換算して記入するか、一度バイアルで受け入れてその旨を帳簿に記載し、使用するバイアルごとに他の口座へ転記し、これをml単位で記入すると便利です。いずれかの方法で記載してください。

Q10-3 ケタミンの自然減量や秤量誤差については、帳簿上、どのように処理したらよいですか。

自然減量については、病院・診療所においては麻薬管理者（麻薬管理者がいない場合は麻薬施用者）が、麻薬小売業者においては薬局開設者が、他の職員の立会いの下で自然減量を確認の上、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印してください。

秤量に伴う誤差により麻薬帳簿の記載数量と保管麻薬の数量との間に差異が生じた場合、ケタミンの適正な管理を欠いたことにより差異が発生した可能性があることから、診療録その他を精査し、違反によるものでないことを確認した上で帳簿を修正してください。

Q10-4 ケタミンの施用に関する記録は、いつの時点で行うのですか。

麻向法第41条に規定する「麻薬を施用し、又は施用のため交付したとき」とは、ケタミンの施用又は施用のための交付の都度を意味します。

Q10-5 帳簿の備考欄には「製造番号」か「製品番号」のどちらを記載した方がよいですか。

麻薬譲渡証及び麻薬譲受証の備考欄については、「製品番号」を記載するように指導していますので、帳簿についても「製品番号」を記載してください。

(参考1) 帳簿の記入例

①麻薬指定政令施行時における新規の受入例

品名	ケタミン注射液200mg			単位	ml
年月日	受入	払出し	残高	備考	
H18.12.28	12		12	麻薬施行(H19.1.1)に伴う受入 (※1) AA-0002(※2)	
H19.1.4		2	10	○橋○紀(猫 3歳)(※3)	
H19.1.4		4	6	○篠邦○(猿 5歳)	
H19.1.31			5	秤量誤差による帳簿訂正(-1ml) 立会者 高○咲○(※4)	

- ※1 麻薬施行時にすでに保有していたケタミン製剤を帳簿に記入する際の一例です。
- ※2 バイアルの製品番号を記入します。ただし、製品番号が記載されていない場合は記入の必要はありません。
- ※3 患畜の場合は、種類、所有者又は管理者氏名等、当該個体を識別できるように記入してください。
- ※4 受入時に概算量を帳簿に記入したために生じた誤差を修正する場合、必ず立会者が確認してから訂正してください。

②廃棄等がある場合の記入例(施用に伴う消耗・調剤済麻薬廃棄届)

品名	ケタミン注射液200mg			単位	ml
年月日	受入	払出し	残高	備考	
H18.12.28	20		20	麻薬施行(H19.1.1)に伴う受入	
H19.1.4		1	19	高○○成(猫ペルシャ・雌)	
H19.2.1		2	17	○海兼○(柴・雄)(1ml廃棄) 立会者 ○川○幸 ※5	
H19.2.2		3	14	嶋○勝○(雑種猫・雄)(3ml廃棄) 立会者 原○さと○ 2.20 調剤済麻薬廃棄届提出 ※6	

- ※5 施用したものの残液が発生した場合は、廃棄した数量を立会者の下、ml単位で記入してください。
- ※6 注射等に充填したものの施用しなかった場合については、薬液を廃棄した後30日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出し、帳簿に記入してください。

③廃棄等がある場合の記入例（麻薬廃棄届）

品名	ケタミン注射液200mg			単位	ml
年月日	受入	払出し	残高	備考	
H19.3.1			20	前帳簿から繰越し	
H19.4.4 ※7		20	0	汚染による廃棄 4.4 麻薬廃棄届提出 廃棄に立会った都道府県職員等の記 名押印等 ※8	

※7 年月日欄には、都道府県薬務主管課に当該麻薬を持参した（都道府県職員が赴いた）日を記入してください。

※8 当該箇所は届け出た際に担当した都道府県職員が記入します。

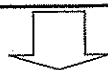
④卸売業者から購入した場合（バイアルをmlに換算して記載する場合）

品名	ケタミン注射液200mg			単位	ml
年月日	受入	払出し	残高	備考	
H19.2.3	200		200	H19.2.4 厚生卸より AA-0002-AA-0011 ※9	
H19.2.4		10	190	〇股〇〇〇	

※9 受入の年月日は、麻薬譲渡証記載の年月日として記載し、実際に麻薬卸売業者から納品を受けた日を備考欄に記入してください。また、卸売業者の名称と製品番号を記入してください。

⑤卸売業者から購入した場合（バイアルを別口座に移して記載する場合）

品名	ケタミン注射液200mg			単位	V
年月日	受入	払出し	残高	備考	
H19.2.3	10		10	厚生卸より AA-0002~AA-0011	
H19.2.4		1	9	1V(AA-0002) 別口座へ移動	



(別頁又は別冊子)

品名	ケタミン注射液200mg			単位	ml
年月日	受入	払出し	残高	備考	

H19.2.4	20		20	1V (AA-0002) を転記
---------	----	--	----	------------------

⑥麻薬事故届

品名	ケタミン注射液200mg			単位	m l
年月日	受入	払出し	残高	備考	
H19.3.1			20	前帳簿から繰越し	
H19.3.3		2	18	○田○重 (チワワ・雄)	
H19.3.5		18	0	落下による破損 ※10 3.8 事故届提出	

※10 年月日欄には事故のあった日、払出欄には事故麻薬の数量、備考欄を記入してください。また、事故の状況（落下、紛失、盗取等）を簡単に記入してください。

⑦野外で使用する場合

品名	ケタミン注射液200mg			単位	m l
年月日	受入	払出し	残高	備考	
H19.3.1			20	前帳簿から繰越し	
H19.3.2		5	15	○×山中 ツノガマ (雄・1歳位)	
H19.3.2		3	12	△町公民館前 ニホンザル (雌・5歳位)	
H19.3.10	20		32	厚生卸より AA-0020	
H19.3.15		10	22	×山山頂付近 ツノガマ (雄・6歳位) (5ml×2) 使用 ※11	
H19.3.16		10	12	×山山頂付近 ツノガマ (不明・逃走)	
H19.3.16	10		22	×山山頂付近ツノガマに使用できず 再利用の為受入※12	
H19.3.20		1	21	△町 ニホンザル捕獲 (中型雄) ※13	
H19.3.20		1	20	◇ 町 ニホンザル捕獲失敗 (不明) 1ml 回収廃棄 立会者藤○秀○	
H19.3.20		10	10	○×団地 猪捕獲 (中型茶色雌3歳)	

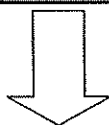
※11 吹き矢等で施用する場合、1発目が外れて2発目で捕獲した場合。

※12 野生動物に使うため払い出したが、使用せず受け入れた場合。

※13 野性獣の捕獲で、動物の飼育者や管理者が不明の場合は当該動物の特徴等を記入してください。

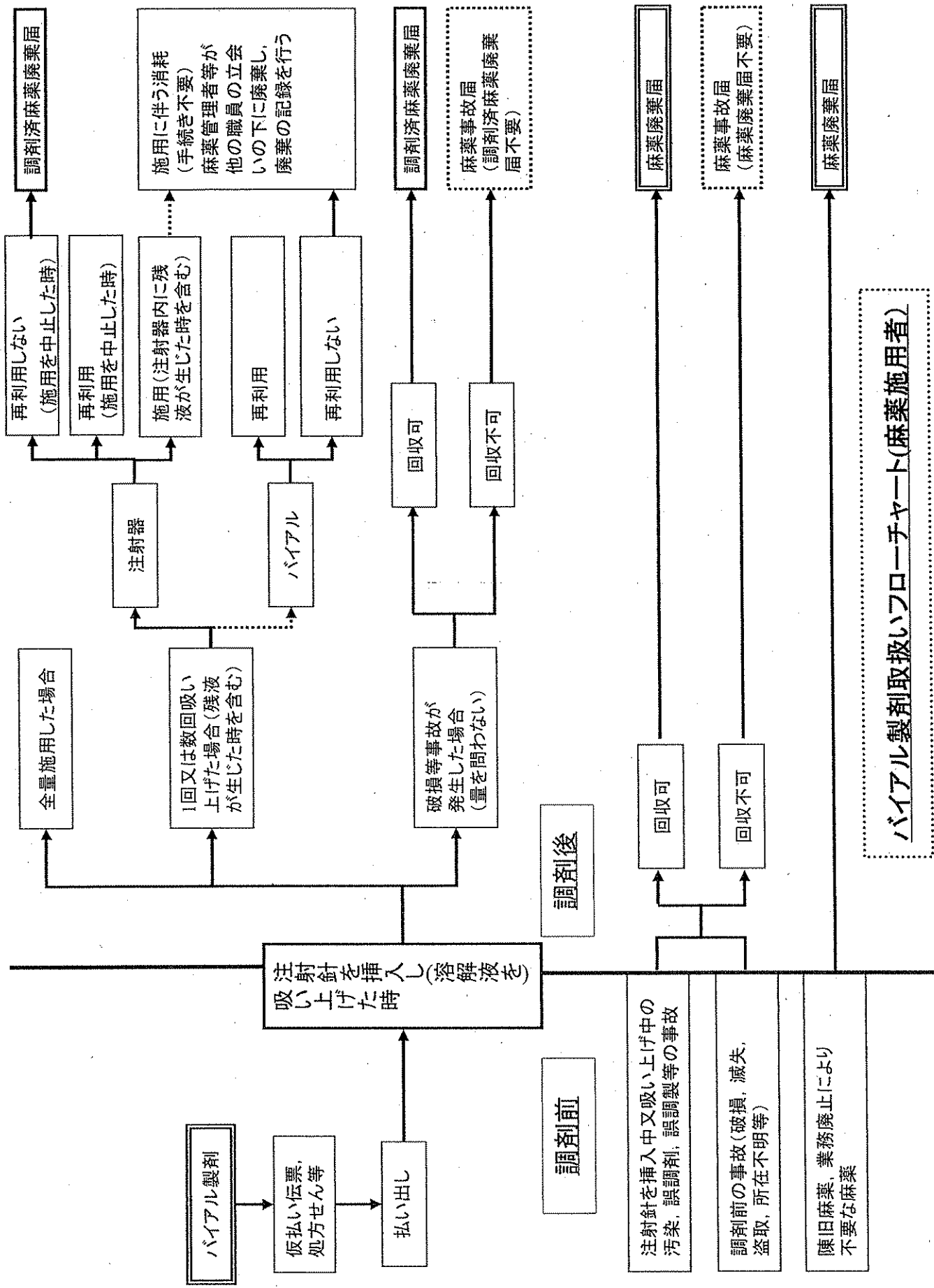
⑧ケタミンを濃縮する場合

品名	ケタミン注射液200mg			単位	ml
年月日	受入	払出し	残高	備考	
H19.3.1			20	前帳簿から繰越し	
H19.3.2		10	10	2倍濃縮液に予製	
H19.3.3		2	8	吉〇〇範 (ホマニアツ・雄)	



(別頁又は別冊子)

品名	ケタミン2倍濃縮液			単位	ml
年月日	受入	払出し	残高	備考	
H19.3.2	5		5	ケラール200mgより10mlの2倍濃縮液予製	
H19.3.15		4	1	◎×動物園ゴリラ太郎(雄・20歳)	



バイアル製剤取り扱いフローチャート(麻薬施用者)